

平成20年4月23日
経済産業省
原子力安全・保安院

平成20年度原子力総合防災訓練について

原子力施設において、万一放射性物質が環境に大量に放出されるなどの緊急事態が発生した場合、原子力災害対策特別措置法に基づいて、国、地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関が一体となって、周辺住民の安全確保等のための応急対策を講じることとされています。本訓練は、同法第13条に基づいて、これらの関係者が連携して行うもので、平成20年度は東京電力(株)福島第一原子力発電所を対象とし、10月に実施します。

1. 本年度の訓練実施日の予定

平成20年10月

2. 訓練対象事業所

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

3. 主な参加予定者

(1) 本部長等

原子力災害対策本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 経済産業大臣
本部員 : 内閣官房長官ほか関係大臣

(2) 参加機関

国：内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、警察庁、総務省、消防庁、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産
業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省等

関係自治体：福島県、大熊町、富岡町、双葉町、浪江町、広野町、
楢葉町

関係事業者：東京電力株式会社

4. 主要な訓練実施項目

(1) 政府原子力災害対策本部運営訓練

内閣総理大臣を始めとする関係閣僚が参加して、原子力緊急事態宣言の発出、政府原子力災害対策本部の設置、会議の開催・運営、原子力防災通信連絡網及び中央防災無線網を活用した訓練を実施する。

(2) 現地訓練

関係省庁の現地本部要員を福島県原子力災害対策センターに派遣して、政府原子力災害現地対策本部開設、合同対策協議会設置・運営訓練を実施するとともに、地方公共団体、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が連携した緊急事態応急対策の訓練を実施する。

《参考》過去の実施状況

- 平成12年度（中国電力㈱島根原子力発電所）
- 平成13年度（北海道電力㈱泊発電所）
- 平成14年度（関西電力㈱大飯発電所）
- 平成15年度（九州電力㈱玄海原子力発電所）
- 平成16年度（新潟県中越地震のため中止）
- 平成17年度（東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所）
- 平成18年度（四国電力㈱伊方発電所）
- 平成19年度（日本原燃㈱六ヶ所再処理施設）

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 原子力防災課

担当者：甲斐、永井

電話：03 - 3501 - 1511（内線4911 ~ 7）

03 - 3501 - 1637（直通）